

## 第2章 史跡等の概要

### 第1節 指定に至る経緯

明治2年(1869)に廃関令が出された後、全国の関所建物のほぼすべてが破却された一方で、新居関所の中心的な建物は小学校として用いられ、破却から免れた。その後、小学校は教室不足を理由に大正6年(1917)に移転するものの、旧の関所建物は引き続き新居町役場として用いられた。

大正9年(1920)の秋頃から内務省の調査官による調査が行われ、新居関跡は翌大正10年(1921)3月3日に「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき、内務大臣の名で「史蹟」に指定された。大正10年の史蹟台帳には指定の事由に「保存要目中史蹟ニ関スル部第七(古関陞、一里塚、窯陞、其ノ他産業交通土木等ニ関スル重要ナル史蹟)ニ依ル」と記されており、これを根拠として史蹟指定を受けたことが分かる。また、史蹟台帳の保存の要件には「旧建物ヲ保存シ新ニ建物建設其ノ他現状ノ変更ヲ許可セサルト同時ニ同建物ノ修理ニ付テモ十分ノ注意ヲ加フルヲ要ス」とあり、指定にあたっては現存する関所建物の存在が重要視されていたことがうかがえる。次いで史蹟指定の翌年、大正11年(1922)には新居町が史蹟の管理者に指定されている。

新居関跡が史蹟指定を受ける根拠となった「史蹟名勝天然紀念物保存法」は昭和25年(1950)に廃止され、同年に施行された現行の「文化財保護法」となって受け継がれている。新居関跡も同法に基づき、昭和30年(1955)8月22日に「史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの」であるとして、関所建物の所在地とその北側3,023㎡が文部省文化財保護委員会より特別史跡に指定された。しかし当時の特別史跡指定地は江戸時代の関所構内の一部分のみであり、町有地も関所建物の所在する付近のみという状況であった。

その後、平成5年(1993)に当時の特別史跡指定地全体が公有地化され、このことが契機となり新居関跡の整備事業が本格的に開始された。平成8年度末には特別史跡新居関跡整備委員会が発足し、これまでの調査成果と課題・整備方針を協議したうえで、関所の構内全体を含む特別史跡指定地の拡大および追加指定が、今後の史跡整備における課題・方針として示された。

この方針に従い、平成10年度には特別史跡の隣接土地所有者と協議を行い、平成11年(1999)1月27日付で2,453.72㎡が特別史跡に追加指定され、特別史跡指定地の総面積は5,476㎡となった。また追加指定と並行し、渡船場・護岸整備予定地付近と関所建物西側の土地の買上げおよび発掘調査を計画・実施した。

さらに平成26年(2014)10月6日には国道南側の榊形広場、大御門復元整備予定地および国道301号北側歩道部分の一部、計1,210.15㎡が追加指定された。これにより、特別史跡指定地の総面積は6,686.87㎡となった。そして平成26年度までに榊形広場と大御門の復元整備が完了した。

## 第2節 指定の状況

### (1) 指定告示

指定・追加指定についての告示は次のとおりである。いずれも原文の和暦表示に西暦年を括弧内に加筆し、旧字体を新字体に置き換えて一部抜粋している。

#### ■ 大正10年(1921)内務省告示第38号

史蹟名勝天然紀念物保存法第一条ニ依リ左ノ通指定ス

大正10年3月3日 内務大臣 床次竹二郎

種別	名称	所在地	区域
史蹟	新居関跡	静岡県浜名郡新居町 大字新居字関門跡	1235ノ2、1227ノ1、1227ノ2、 1227ノ3、1228、1230ノ2ノ1 以上区域内ニ包含する道路

#### ■ 昭和30年(1955)文化財保護委員会告示第51号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第2項の規定により、次の史蹟を特別史跡に、天然記念物を特別天然記念物に指定する。

昭和30年8月22日 文化財保護委員会 委員長 高橋誠一郎

種別	名称	所在地	指定告示
特別史跡	新居関跡	静岡県浜名郡新居町	大正10年内務省告示第38号

#### ■ 平成11年(1999)文部省告示第17号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項および第2項の規定により、特別史跡新居関跡(大正10年内務省告示第38号および昭和30年文化財保護委員会告示第51号)に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成11年1月27日 文部大臣 有馬 朗人

所在地	地域	備考
静岡県浜名郡新居町 新居字関門跡	1227番ノ5のうち実測 377.19平方メートル、 1227番ノ6のうち実測 12.58平方メートル、1227 番ノ7、1228番ノ2、 1228番ノ4、1228番ノ 5、1228番ノ6、1228番 ノ7、1230番ノ1、1230 番ノ3、1235番ノ1	一筆の土地のうち一部のみを指定 するものについては、地域に関す る実測図を静岡県教育委員会及び 新居町教育委員会に備え置いて縦 覧に供する。

■ 平成 26 年（2014）文部科学省告示第 139 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 26 年 10 月 6 日 文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名 称	関係告示	所在地	地 域
新居関跡	大正10年内務省告示第38号、昭和30年文化財保護委員会告示第51号及び平成11年文部省告示第17号	静岡県湖西市新居町新居字関門跡	1230番4、1235番3、1241番1、1241番2、1242番1、1242番2、1243番1、1243番2、1244番1、1244番2、 1245番1のうち実測26.25平方メートル、 1245番2の1のうち実測132.29平方メートル、 1245番2の2のうち実測32.66平方メートル、 1246番1のうち実測23.03平方メートル、 1246番2のうち実測4.93平方メートル、 1247番1のうち実測0.91平方メートル、 1247番2のうち実測0.42平方メートル、 1247番3のうち実測5.41平方メートル  静岡県湖西市新居町新居字関門跡1228番4に南接し同字関門跡1245番2の1に南接するまでの道路敷のうち実測304.20平方メートル、同字関門跡1230番3に西接し同字関門跡1235番3に西接するまでの道路敷のうち実測216.30平方メートル、 同字関門跡1245番1に北接し同字関門跡1245番2の1に東接するまでの水路敷のうち実測15.98平方メートル、 同字泉町1248番2に東接する水路敷のうち実測2.79平方メートル、 同字泉町1248番2に南接する道路敷のうち実測0.89平方メートルを含む。  備考 一筆の土地、道路敷及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を静岡県教育委員会及び湖西市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

（2）指定地の範囲

特別史跡指定地の範囲は前記告示の範囲であり、図で示すと図 2-1 のようになる。なお、指定範囲の面積は、3,023 m<sup>2</sup>（昭和 30 年 8 月 22 日指定）、2,453.72 m<sup>2</sup>（平成 11 年 1 月 27 日指定）、1,210.15 m<sup>2</sup>（平成 26 年 10 月 6 日指定）であり、現在の合計は 6,686.87 m<sup>2</sup>である。

なお指定地の範囲には、指定後に行われた分筆や地番付与により、指定告示と現在の地番が異なる土地が一部存在しているため、対応関係表を掲載する（図 2-1）。

（3）指定後の調査概要

特別史跡指定後には、指定地内外で 19 次に及ぶ発掘調査を実施している。また、構内建造物等の復元検討や発掘調査成果との照合を行うため、絵図や文献などの調査も実施している。これら一連の調査成果については第 2 章第 5 節に記載する。

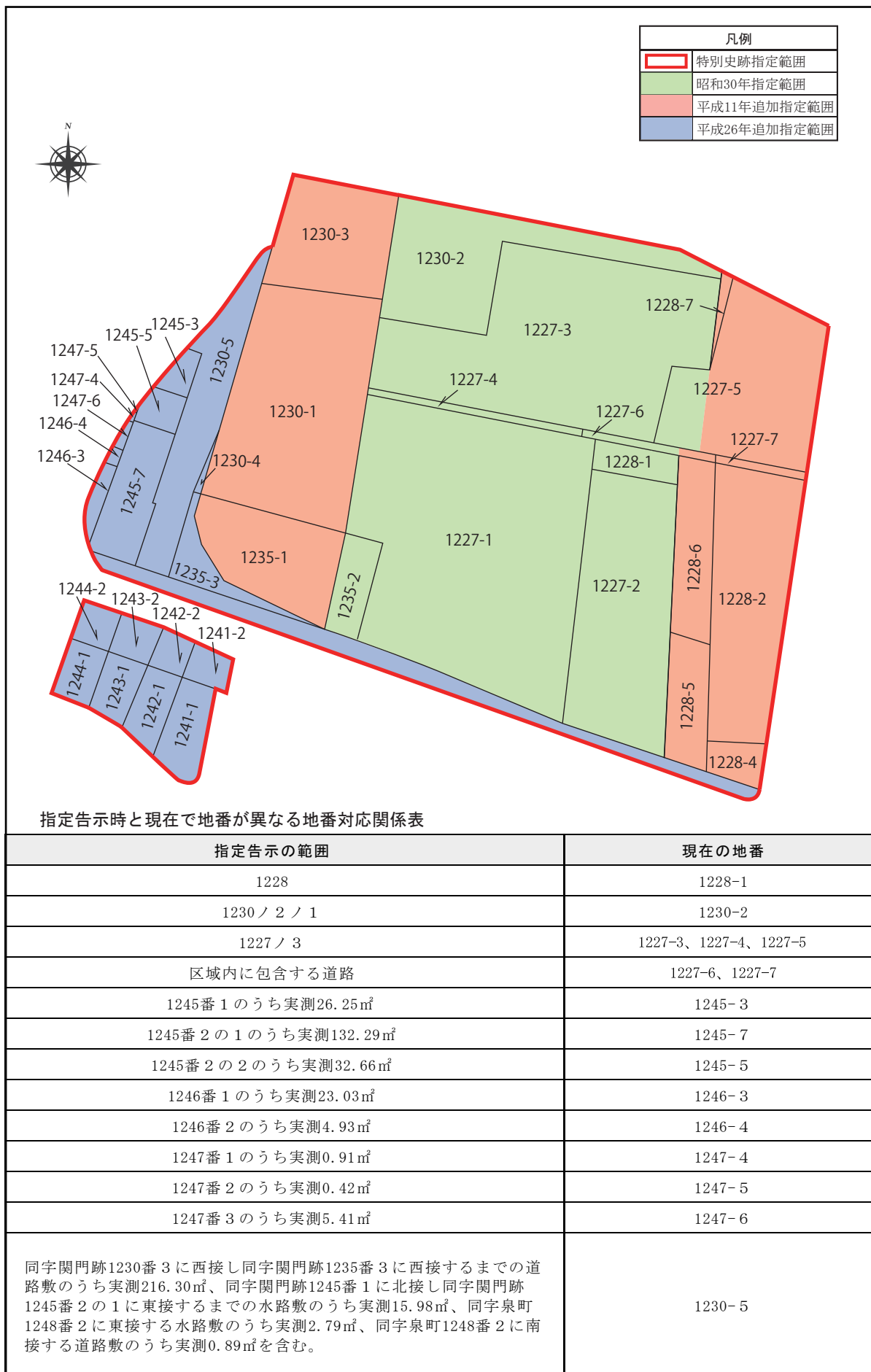


図 2-1 指定範囲図

### 第3節 指定地および周辺の状況

#### (1) 追加指定地の公有地化

平成4年(1992)に特別史跡指定地(当時の面積3,023 m<sup>2</sup>)を含んだ一括の土地について土地所有者より売却の打診があり、平成5年(1993)には文化庁・静岡県との協力により関所建物北側の1,010 m<sup>2</sup>の民有地を買い上げ、当時の特別史跡指定地全体が公有地化された。

その後、関所建物の東西の民有地が江戸時代には関所構内であったことが明白となり、平成10年(1998)7月に隣接する土地の所有者と追加指定に向けての協議・申請を開始し、平成11年(1999)1月27日付けで総面積5,476 m<sup>2</sup>が特別史跡指定地に追加指定された。さらに平成26年(2014)10月6日には、高札場と櫛形の場所が追加指定された。

なお、現在の特別史跡指定地は全域が公有地化されているが、そのうち平成26年(2014)に追加指定された国道301号の北側歩道部分および南側櫛形広場の歩道部分は国土交通省が所有している。

#### (2) 指定地の管理

史蹟名勝天然記念物保存法第5条第1項に基づき、大正11年(1936)5月3日付けで浜名郡新居町が史跡の管理者に指定されている。前法が引き継がれ、文化財保護法施行後も平成22年(2010)3月23日の湖西市との合併までは浜名郡新居町が、それ以降は湖西市が特別史跡の管理を行っている。

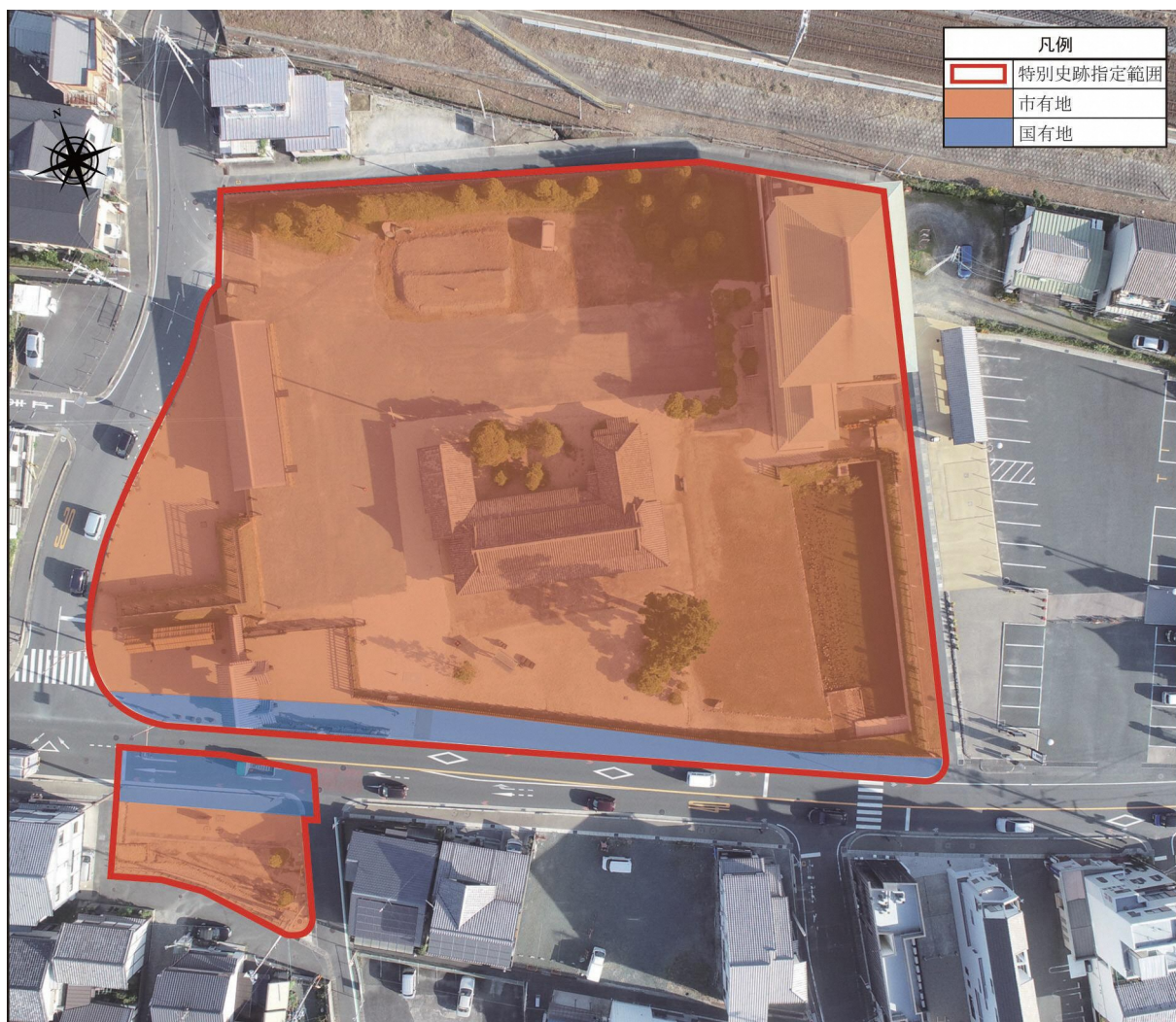


図 2-2 指定地の土地所有図

なお、前項に記載のとおり国道 301 号の歩道部分については国土交通省が土地を所有しているため、歩道部分の管理は道路管理者である静岡県が行っており、歩道上の工作物として扱われる大御門については静岡県との協定により湖西市が管理を行っている。

### (3) 指定地に関わる法規制等

史跡指定地に関わる土地利用および防災に関わる法規制等は、次のとおりである。

#### 【文化財関連法】

##### ① 文化財保護法（現状変更の制限）

新居関跡は文化財保護法に基づき特別史跡に指定されている。指定地において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、同法第 125 条の規定に基づき文化庁長官の許可を得る必要がある。

#### 【都市計画関連法】

##### ① 都市計画法（市街化区域・用途地域）

新居関跡の特別史跡指定地は全域が市街化区域に属しており、用途地域は「近隣商業地域」に定められている（図 2-3）。

##### ② 下水道法・湖西市下水道条例

下水道供用区域のため、汚水を新たに排除する場合や既存を改造する場合、事前に下水道課との協議が必要となる。

##### ③ 道路法

事業用地と道路用地の境界が明確でない場合は、境界確定が必要となる。また、承認工事や占用物件が発生する場合は届出が必要となる。

##### ④ 建築基準法

建築行為をする場合、建築基準法第 3 条または同法第 6 条に基づく建築確認申請が必要となる。

##### ⑤ 建築物省エネ法

建築基準法第 6 条の建築確認申請をする場合、非住宅部分の床面積 300 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築工事では、建築確認申請の事前に省エネ基準の適合判定を受ける必要がある。

##### ⑥ 建設リサイクル法

特定建築物を使用する特定規模以上の解体工事や建築物の新築工事、工作物等の工事を実施する場合、工事着手の 7 日前までの届出が必要となる。

##### ⑦ 静岡県福祉のまちづくり条例

特定公共施設等（公園等含む）に該当する場合は、工事着手の 30 日前までに届出の提出が必要となる。また、工事の際には基準適合の努力義務がある。

##### ⑧ 景観法・湖西市新居関所周辺地区景観条例（景観形成）

景観法第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度に新居町景観計画が定められている。計画内では新居関所周辺地区（以下、周辺地区）での良好な景観形成に必要な事項が規定されており、周辺地区内での建築物または工作物の新築や増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕、模様替え、色彩の変更等を行う場合は、建築基準法に基づく建築確認申請、もしくは行為着手の 30 日前までに届出を行うことが義務付けられている（図 2-4）。

なお湖西市には、周辺地区内での歴史的景観の保存に必要な建築物の修理や、新たに歴史的景観に調和する建築物を建てる場合の補助金制度（湖西市新居関所周辺地区まちづくり事業補助金）が存在している。

## 【環境関連法】

### ① 騒音規制法・振動規制法

建設工事として行われる作業で、著しい騒音・振動を発生させる、特定建設作業を実施する場合は、作業開始7日前までに届出の提出が義務付けられている。

### ② 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則

再生可能エネルギー発電事業（例：太陽光パネル）を抑制する区域として定められている。

## 【防災関連法】

### ① 地震防災対策特別措置法・津波防災地域づくりに関する法律（ハザードマップ）

地震防災対策特別措置法第14条には、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲およびその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、各都道府県が住民に周知するよう努める必要があると規定されており、静岡県では平成27年度に第4次地震被害想定を公表している。この想定を基に湖西市ではハザードマップを作成・公開しており、新居関跡周辺の津波浸水深は最大2.0～3.0mに及ぶことが想定されている。また、嘉永7年（1854）に発生した安政東海地震の際には津波の浸水域であったと推定されている（図2-5）。

### ② 消防法

消防法第7条第1項に基づき、新たに建物を建てる場合は、面積によっては「消防同意」が必要な場合がある。また、同法第17条の3の2に基づき、消防用設備を新設、増設、移設等する場合は、「消防へ届出及び消防検査」が必要な場合がある。この他にも、建造物の新築または既存建屋の増改築等により、既存の消防用設備の改修が必要になる場合がある。

### ③ 湖西市火災予防条例

電気自動車の急速充電スポット等、湖西市火災予防条例第72～76条に基づき、設置の事前に届出が必要となる施設がある。

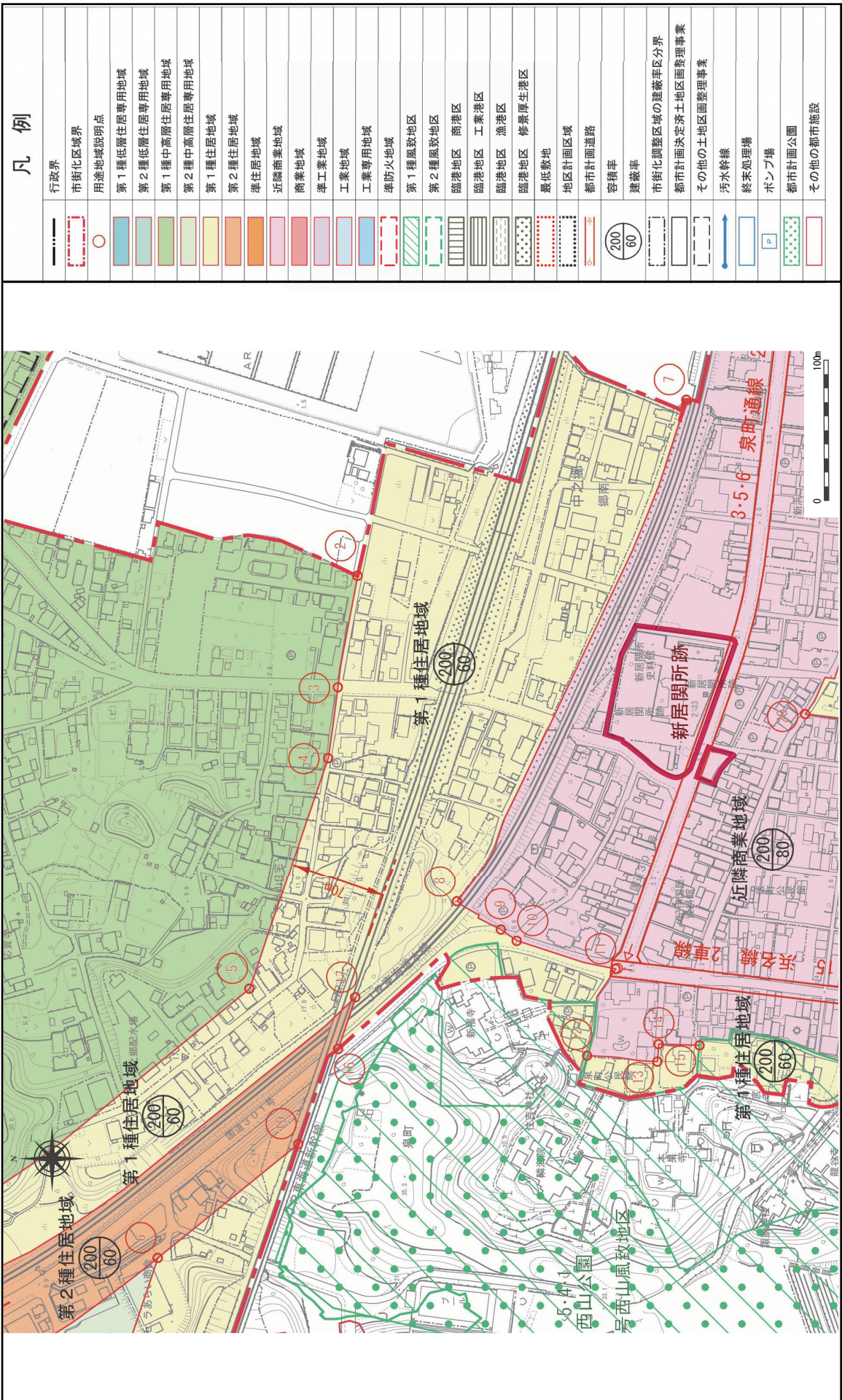


図2-3 都市計画図



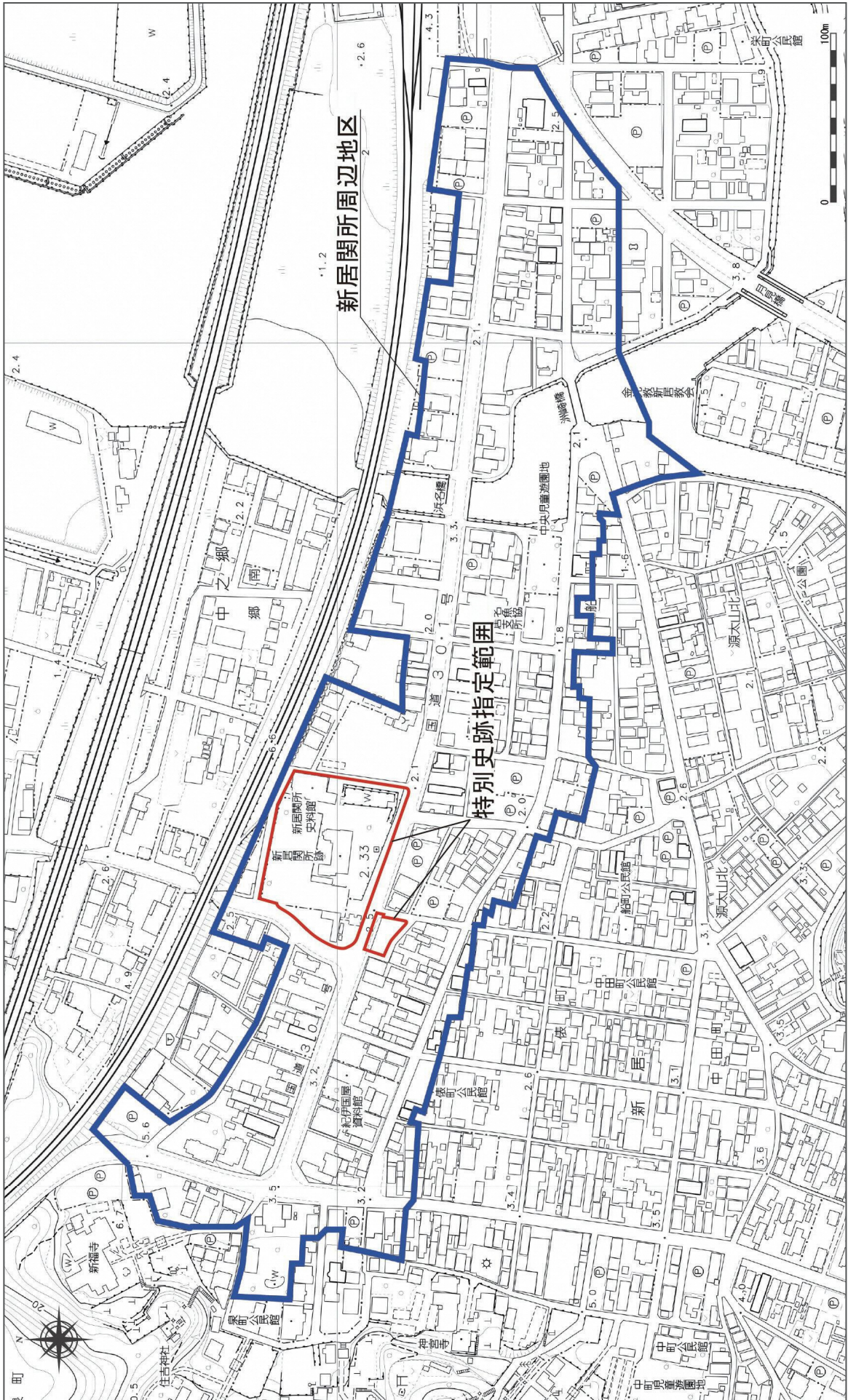


図 2-4 新居関所周辺地区図（青枠内が条例の対象区域）

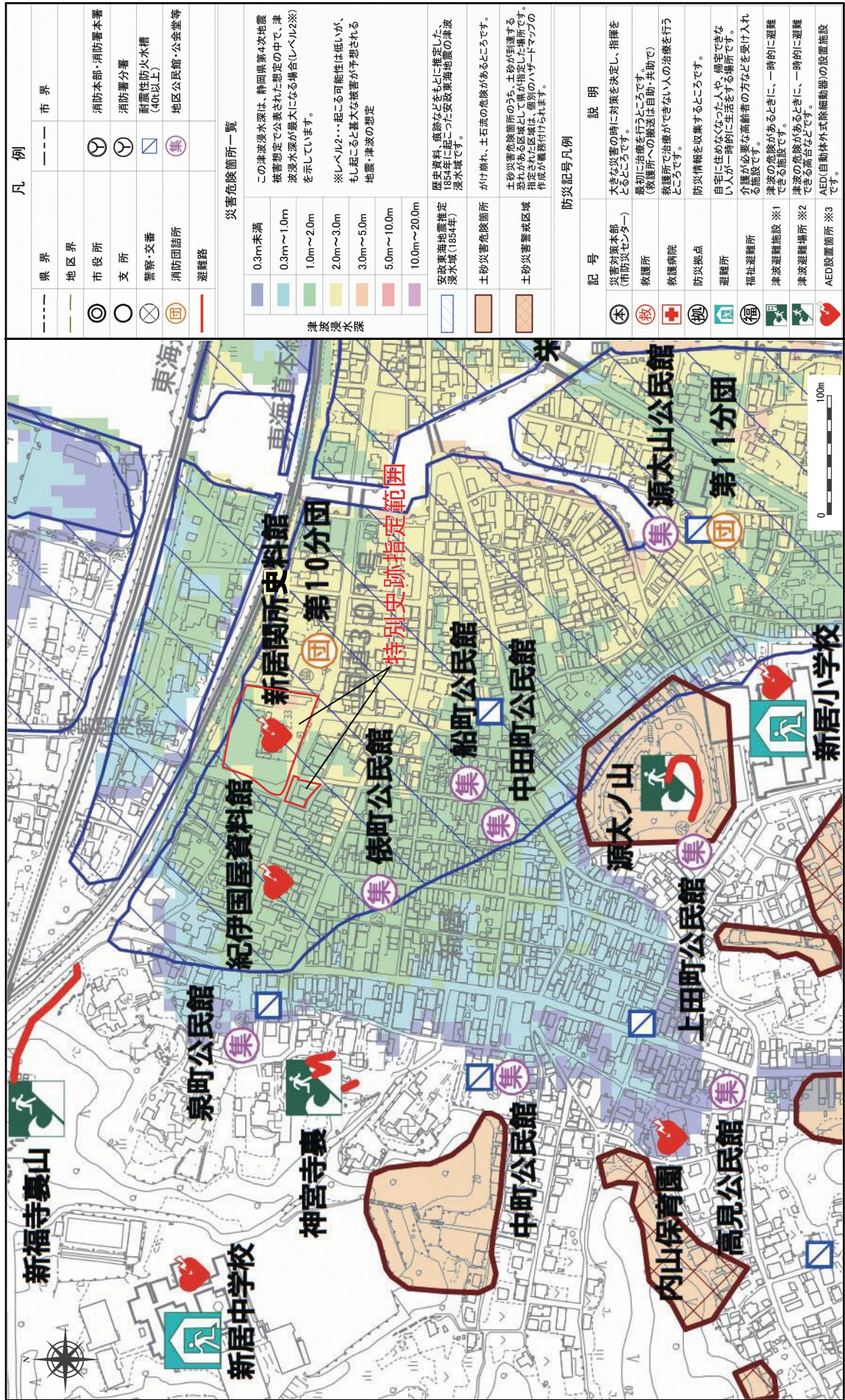


図 2-5 新居関跡周辺のハザードマップ